

# 「部落解放基本法」 反対論の検討

大 賀 正 行

## 一、日共・全解連の「基本法」反対論

最近、日共・全解連は、国民融合論の理論展開はさて、もっぱら「部落解放基本法」反対のキャンペーンに精力を集中しています。したがって、最近の彼らの「基本法」反対論の検討を、三つの資料にもとづいておこなっていきたいと思います。その一は、全解連書記長の村崎氏の論文であり、資料の二は解放同盟滋賀県連の飯田富一・元書記長の意見書と大阪府堺市教組の見解、資料の三として一月二〇日付「赤旗」評論版の杉之原寿一論文を検討材料としていきます。

### 〈村崎論文について〉

日共・全解連書記長の村崎氏は、非常に鼻息が高く、

「基本法」反対の決意を表明しています。彼らの機関紙「解放の道」八五年十一月五日号の「地対法後の『全解連見解』の政策的優位性と実践的課題——『見解』の学習と普及にあたって——」から少し引用します。

地対法最終年度の政府予算の概算要求が出たことから、今後、地対協をはじめ各界での本格的な論議が開始されます。「全解連見解」そのものが「基本法」への有効な批判となっています。「見解」の普及は「基本法」を無力とする最大の武器であることに確信をもち、いまこそ、全解連の側から攻勢的に県・市町村・議会をはじめとする各界へ「解同」の策動を封じこめる気概をもって「見解」を提起することが大切です。

(「解放の道」同号四五頁)

このように村崎論文は、あらゆるところへ「見解」をひろめて「基本法」制定に反対せよとらっています。これは、

「基本法」はいうにおよばず、現行地対法も打ち切りたいと切望している自民党タカ派の連中を大いに喜ばせています。彼らの言いたいことをともあろうに日共・全解連がすべて言ってくれているのですから、大喜びです。この自共合作の最悪の姿が、今、大阪市議会において見られます。大阪市は、全国に先がけて同和对策室を作り、同和教育基本方針を打ち出し、同和行政の全国の先進的モデルとされてきました。しかし、その大阪市の議会が昨年末に行なった議会決議は、「部落解放基本法」を妨害するものとなっています。今、全国各地の自治体議会でも、「部落解放基本法」制定を求める決議があいついでおり、「基本法制定を求める」と端的に表わすものや「基本的な法の制定」、「なんらかの法的措置の検討」など、工夫をこらした多様な表現がなされています。

ところが大阪市議会決議では、わざわざ「時限法たる」の字句を入れ、「基本法」を避けたものとなっています。

村崎論文は、「基本法」制定闘争を無力化する最大の武器が「全解連見解」だとし、それを徹底的に普及させていけ、と主張しています。その意味で、村崎論文は「全解連見解」の解説書的作用を果たすものであると言えます。

以下に要点を引用します。

3、部落解放運動のあり方として、部落住民の同和行政からの主体的な自立を促進し、一般行政への移行の必然性と社会的交流の拡大、そのための自主的で主体的な力量を強化する重要性をより明確にした。

点です。

これに反し、「解同」の「基本法」、同和会の地対法単純延長の主張は、いずれも、同和对策事業十六年間の功罪を不問に付し、総括めきで、しかも、部落の現状を非科学的に解釈し、部落の変化、発展を無視しています。

そして、事業をいつそう肥大化させ、部落住民を半永久的に同和行政に依存させ、あまつさえ「基本法」で差別の法規制までもくろんで、憲法に違反し、部落解放を永遠の彼方へ追いやろうとするものです。

以上の点から、全解連と「解同」、同和会の主張の基本的な相違点は

- ① 半永久法か時限法か。
- ② 同和行政への依存か自立か。
- ③ 差別的法的規制か自由な啓発か。

であり、きわめて明解です。しかも、このどちらかを選択するか、部落解放運動、同和行政の性格からいってその可否は明らかです。

この三つの相違点を政策的、実践的に解明することが大切です。

(同前四六頁)

へ「見解」の真髓と「基本法」との政策的相違点

「全解連見解」は、「事業の完了」と自立・融合をめざす五年を期限とする時限立法」を柱として提起されています。

そして、その真髓は、地対法後の同和行政を、

- ① 部落内外の格差是正という立場から
- ② 一般行政を補完する特別措置という位置づけのもとに
- ③ 残された課題を達成するために、自立と融合に役立つ事業に限定し
- ④ 一般行政に移行するための経過措置という性格をもった
- ⑤ 事業の完了と自立・融合をめざす五年を期限とする新たな時限立法

を主張していることです。

また「見解」は、運動自らが果たす役割について、とくに、部落住民が同和行政から主体的に自立し、新しい町づくり運動と部落内外の協力・共同のたたかひを通じて、社会的交流・融合を実現することを強調し、それを培い準備する集団・組織づくりを提起しています。

こうして「見解」は、特別措置として同和行政が担うべき責務と運動と住民の果たすべき役割とを区分し、三つの側面から論及しています。それは、

- 1、政府の第一義責務を果たさせ、財政問題も含めて、あくまでも政府の責任で同和对策事業を実施し完了させること。
- 2、事業主体である地方自治体が主体性を貫き、計画的にかも公正・民主、公開、住民合意の同和行政を確立すること。

この論理は、「特措法を打ち切りたい」「行革を断行し、教育や福祉を打ち切りたい」と考えている連中には、ピツタリの理屈です。昨年十月三〇日の「法」中央実行委員会主催の総務庁交渉の場で、熊代同対室長はこれと同様の発言をし、参加者から「お前は共産党か」とヤジられています。交渉後に熊代室長が「最近では彼ら（全解連）の方が私たちの主張に接近しているので、私たちには一番理解しやすい論理です」と本音をもらっていました。すなわち「法打ち切り」をねらう政府・自民党にとって好都合の理屈を日共・全解連は展開しているわけです。

日共・全解連は「行革反対」と一方では唱えながら、この同和行政に関しては「同和予算を削減せよ」「所得制限を導入せよ」等々、いわば「行革」をもっとやれ、と主張しているのです。行革に反対なのか賛成なのか一体どちらが日共・全解連の本音なのか。この二枚舌の実態をもっと多くの人々の前に明らかにする必要があります。

〈飯田意見書について〉

村崎論文が要約した「三つの相違点」すなわち①半永久法か時限法か、②同和行政への依存か自立か、③差別的法的規制か自由な啓発かについては後述しますが、資料二の飯田意見書がこれらの点をいっそうわかりやすく説明して

いますので、紹介します。

周知のように滋賀県には全解連はなく、日共系の人々も部落解放同盟滋賀県連合会に所属しています。部落解放同盟は大衆団体ですから、意見の違いはあっても、決定された方針を守り行動するならば、たとえ日共黨員であっても同盟に参加できるのです。このように全解連を作らず解同盟を築き内にとどまるという方針を打ち出したのが、この飯田富一氏なのです。その飯田氏が、今回「意見書」を出し、各方面に配布し、公然と部落解放同盟の方針に反対し、早く除名してくれと言わんばかりの行為に出てきました。どうも滋賀に全解連を作ってやっつけていこうということをおもったようにも受けとれます。一月七日付の「意見書」で飯田氏は次のように言っています。

一、部落差別を半永久的に残す「基本法」

これには絶対、与することはできない

地域改善対策特別措置法(地対法)は、あと、一年有余で期限をむかえますが、同盟中央は、その後の法的措置として、「部落解放基本法」(基本法)構想におき、その制定運動を進めています。

しかし、私は、「基本法」構想は期限のない永久法であり、しかも、同和对策事業の進展や住民の努力、国民の協力などによって、同和地区と周辺地域との格差がなくなった後も、特別

全体の問題ではなく、一部の特定の地区、特定の層の問題が残され、限定されるようになってきたということなのです。市町村や地区間に著しい不均衡、格差がみられ、同じ地区内であっても、年齢が高くなるほど「低学歴」や「不安定就労」が多く、若い世代では殆ど「自分と関係ない問題」になりつつあるとか、「低位の実態」にしても、地区ごとの世帯にも共通にみられるのではなく、特定の層にみられると言っていることなのです。ですから、いま大切なことは、大津市の「見直し」、四原則による検討委員会」が提起したように、「事業の進捗に伴い、事業内容と施策対象を必要なものに限定し、段階的に解消する」ということが必要なのです。

同盟中央のいうように、「基本法」によって、総合的な施策を総花的に一層、肥大化させることなく、「差別の一番、基礎になっている部落の生活環境の改善」がすんだところは、法律による「地区指定」を段階的に解除し、同和对策事業から自立を促進することこそ、今後の「同和行政のあり方」として、「いま、切実に求められているのではないですか。」

このように「飯田意見書」は、「地区指定を段階的に解消し、同和事業から自立を促進することこそ……今、切実に求められている」といって切り、政府・自民党が声高に叫んでいる「自立」「自助努力」と全く同じ論拠がみられます。さらに続けて、

施策である同和对策事業、本来、社会福祉であるべき個人への金銭給付や負担の減免などを含め、その出身ゆえに、半永久的に続けろと言ったことになり大変な問題であると思います。

それは、その「出身」という、同和行政の属地、属人の原則に基づく、「身分」の選別を引き続き残す結果となります。そして、その「出身」という「選別」された「身分」の世帯化を伴い、その「出身・身分」を半永久的に固定化してしまっています。

これでは、われわれの共通の願いである、「二十一世紀に部落差別を持ち越さない」という展望を閉ざし、部落解放の悲願を彼方へ追いやってしまいます。

したがって、このような「基本法」の制定に、「滋賀の運動」として、絶対に与することはできない、というのが、私の意見の根本的な願いなのです。

二、解消しつつある部落差別

事業の見直し、段階的解消こそ必要

同対審答申以来二十年、同対法制定以来十七年間におよび同和对策事業推進の結果、一部の地区については、なお問題を残しているものの、同和地区住民の生活実態、物的環境の改善は、相対に進み、住民の努力と国民の協力によって、心理的差別の解消も、ある程度まで進んできたことは、地対協意見書や関係機関・団体等の調査によっても明らかです。

今日、部落差別は基本的に解消の方向にむかって進んでいるのです。いま問題なのは、環境でも教育でも就労の問題でも、

私は、これからの「部落解放運動のあり方」は、「部落差別を解消するために、いま過度的には特例的な行政措置が必要であります。最終責任は地区住民と運動団体の側にあります」。この点について、「部落民自身の行動によって、絶対の解放を期す」と宣言した、水平社の綱領を思い出す必要があります。

この観点から今後の「要求と運動のあり方」を見直し、自分たちの側から差別の垣根をつくらないように自戒し、民主的で社会的道徳のある国民的な連帯と交流・融合を促進して、「一日も早く同和对策を必要としない時代をつくるために一層努力する」と言う観点が大切です。

(中略)

この点について、自民党政調会長長通達(大阪興信所条例の)が、「部落差別の解消は、啓発・教育中心で解決すべきであり、法的規制」は、「地対協の意見書」や「地対法の理念に逆行する」ときびしく指摘しています。まったく同感です。

「自由な意見交換が困難なままでは、啓発効果は期待できない」「(地対協意見書)のです。今後の「啓発活動のあり方」は、自分から「差別の垣根」をつくらぬ限り、「長き差別の悪しき遺産」を一掃するため、お互いに「過去にこだわり過ぎる意識」を水に流し、お互いが「改めるべき点は、改め」ていく、そのため「差別と言うのは、してはイケない」と思っていて、も、ついつつかりしてしまっていることがあるんです。「」さらさら、私たちがついつつ差別をわけてしまっていることあるんです。「」そのための地区懇ですが「と言った方がいいな」「自由な意見交

換のできる環境」の中で相互啓発・相互学習を深め、そのよう  
なふれあいをうづむじて、「地域同和」(住民融合)を促進する  
「架け橋」(心の)の役割を、これからの運動が担うべきであ  
ることおもいます。

このように飯田氏は、部落差別こそが部落の人々を教育  
や仕事から疎外し、部落の低位性や社会的進出をばげんで  
きたという事実は全く無視し、部落の側が「自立せよ」  
と、本末顛倒して主張し、かつて融和主義者が部落大衆に  
おこなったように説教をしています。自民党政調会長通達  
を大いに評価するにいたってはあきれるばかりです。

彼の考えでは、同和行政は必要悪だということになりま  
す。だから早く同和行政をなくすようにすべきだとするの  
です。これとよく似た言い方がたとえば「解放運動がなく  
なる日が早く来てほしい」とか「部落解放研究所がその使  
命を終え必要でなくなる日が早く来てほしい」とかの言い  
方がしばしば使われます。この論法は注意しないと本末顛  
倒した論理になってしまいます。部落差別をなくすという  
ことが第一のテーマであり、部落差別がなくなれば差別を  
なくすための運動も当然、必要でなくなるのです。  
そういう意味で部落解放の運動や研究が一日も早く必要で  
なくなる日が来てほしいわけです。ところが現実には部落差

運動はそろそろ手じまいにしないで「ならぬ」と結論づ  
け印象づけるところに彼らの間違いがあるのです。

歴史の大きな流れとしては部落解放の方向であり、部落  
解放運動はその方向の実現にむけて進んできた。しかしな  
がら、なお部落差別のきびしい実態が存在し、最近では、  
悪質な部落差別事件が続発している。従って、一層決意を  
固めとりくみを強化していかねばならない。問題をこ  
のようにたてるべきです。

神戸大の杉之原寿一氏は、神戸市役所で部落の人々の戸  
籍関係書類を調べて「部落に通婚が増えた。従って差別は  
明らかに解消しつつある」と結論づけていますが、その通婚  
に、差別問題がからんでいたのかどうかという視点を全く  
欠いています。結果的には結婚できたが、その結婚式に一  
般の人の側の両親や親族が誰一人として参列しなかったと  
いう実例はいくらでもあります。残念なら同氏の調査され  
た市役所の書類には、この点についての記載は当然のこと  
ながら書かれていません。戦前の旧民法とちがって、戦後  
の新憲法二十四条により、婚姻は両性の合意のみによつて  
成立します。通婚が増加していくことは当然であります。  
しかし、なおその通婚に差別の問題が決してなくなってい  
ない現実こそ問題としていくことが重要なのです。

別が厳然と存在するのに、飯田氏のように部落解放運動を  
やめ、同和行政をやめてしまえばどうなるのでしょうか。  
差別をなくすための段階では、逆に部落解放運動はさ  
らに強くなければならないし、研究活動も同和对策の  
行政施策もさらに強めていくことが必要です。一見矛盾し  
たようになるのです。

結局は、今日の部落差別の現状をどう見るか、そのちが  
いが、ここにあることがわかります。飯田氏のいうように  
「もうゴールは近い」とみるのか、「いやさうとう走って  
きたが、まだゴールは遠い」と見るのかのちがいです。

「差別は解消の方向にある」という議論が出てくると、よ  
く「差別はますます強くなってきた」と反論しますが、こ  
の反論の仕方だけでは「売り言葉に買い言葉」という感じ  
です。少し議論の進め方に注意が必要です。それなら六〇  
年間も部落解放運動は何をしていたのか、といわれること  
になります。差別をなくすために運動をやってきたわけ  
ですから、当然、完全解放という「ゴール」に向かって一歩  
一歩近づいているのは当然のことです。しかしながら、解  
放の方向にあるとはいえず、今なお部落差別のきびしい現実  
に直面しており、さらに運動を強めることが必要なので  
す。その意味で、「差別が解消の方向にある」ということ  
は一般的にいつてまちがいでないが、「だから部落解放

#### 〈堺市教組の見解について〉

以上みてきた点を今度はより単純明解に主張しているの  
が、大阪府堺市教組の主張です。

堺市教組は、つぎの理由から「部落解放基本法」の制定に反対し  
ます。

一、部落問題はすべての社会現象がそうであるように、人間社会  
の歴史的發展の一定段階において発生し、発展し、消滅する  
歴史的现象にはなりません。『現在、部落差別を生んだ封  
建制度はすでになく、残されている「差別意識」も薄れつつ  
あり、民主的運動によって二十一世紀までに消滅させる展望  
が開けています。』このような問題について「差別落書き」  
などをかき集めて未来永劫的な「基本法」が必要だとする  
「解同」の主張は科学的根拠がないばかりか部落差別の解消  
をいつそう遠い将来の課題にしようとするものです。

二、「解同」は「基本法」と同時に「差別規制法」が必要だとし  
ています。もし「解同」のねらいが現実的なものとなれば差  
別する「行為」だけでなく、差別する「意図」「意識」があ  
ったかどうかを刑罰の対象として追求されます。国民の「意  
識」まで立ち入った法規制は憲法十九条の「思想及び良心  
の自由」を侵害するばかりでなく「解同」が行ってきた多く  
の暴力的糾弾と同じファシシヨ的性格のものであるといわな  
ければなりません。

三、「解同」が「基本法」の制定を要求する背景には、年間一兆円の国費とそれを上まわる地方自治体の出費をつぎこんできた同和事業の法的措置である地対法の期限切れを一年半先にひかえて肥大化し、乱脈、不公正な同和行政と利権の永続化をねらったものであることは明らかです。

ここは日共・全解連の論理が要約されてのべられていますが、すなわち部落差別を生んだ封建制度はもはや存在しない、現在、残されている「差別意識」も薄れつつある、民主的運動によって二十一世紀までに消滅させる展望が開けている、というのです。底ぬけの楽観主義・空想主義と言わなければなりません。本当にこうであればありがたいのですが、残念ながら現実はこのようになっていません。

ところが、現実を見ずに(いや正しく知らされていないためですが)こうであるかのように思い込んでいる人々も沢山おられます。だから先のような日共・全解連の文書がまかり通ることにもなるのです。部落差別の現実を知っている人なら、何とけしからんことを言っている、ということになります。つまり、日本の国民の多くが、今日の部落差別の現実・実態について正しく知らされておらず、不十分な認識のままにあるという点に問題があります。先日、伊豆の熱川温泉で火事がありました。マスコミはこれを素早く報道し多くの国民の知るところとなりました。マスコミ

の果たす大きな役割を痛感させられました。私は、常々マスコミ関係者に言っているのですが、部落差別事件はマスコミのいう「事件」にならないのか、ということですが、テレビやラジオで部落差別事件がニュースとして報道されたことはめったにありません。交通事故や火事などと同様に、結婚差別や差別落書などをとるとマスコミが取り上げたら、国民の意識状況はもっと大きく変わることでしょう。差別事件は毎日各地でおこっているのです。たまたまそれがマスコミで報道されないために、国民は知らないだけなのです。マスコミ関係者の果たす役割は重要です。

また、マスコミとともに学校の先生方の果たす役割も重要です。教師が教室の中でどれだけ部落差別事件を子どもたちに教えているでしょうか。ほとんど教えられていないのではないのでしょうか。もっと具体的な部落差別の事実を子どもたちに教える実践の強化が望まれています。

さらには、部落解放運動の幹部活動家についても、差別事件を重視して大衆に接しているかどうか反省が必要であります。部落差別があるということをお前提にして、次の段階の話を進めているケースが多くみられます。

まず部落差別というものを、過去の差別体験や現在の差別の実態というものを、常に具体的に説明しておかなければなりません。そこから、ではこの部落差別の現実をどうすべしと発展してきたわけです。

部落解放運動に立ち上がり、支部が結成され、荆冠旗がなびくということは、部落民宣言を行い、「エタであることを誇りうる時が来た」(水平社宣言)との自覚に立っていることです。この最初の運動へのふみきりが、実は最もしんどかったのです。戦後の部落解放運動の再出発をふり返ってみても、他の労働運動や民主運動と比べると昭和二〇年代はこの壁にはばまれて時間がかかったのです。一九五五年に部落解放同盟に改称する頃から、「ねた子を起すな」の考え方を克服し、大衆的な部落解放運動が全国的に発展してきたわけです。

このように考えてみると、日共・全解連の主張は、「ねた子を起すな」の考え方、すなわち「丑松思想」であることが明らかです。「赤旗」や「民主新報」、「解放の道」を見れば一目瞭然ですが、そこには解同への悪口記事はあっても、部落差別事件の記事はめったにのりません。内閣同対審査会が「心理的差別」と「実態的差別」の二つにわけていますが、彼らにとっては「心理的差別」はもはや問題にならず、ただ「実態的差別」が少し残っているという程度の認識なのです。だから「新たな五年程度の時限立法」で、部落差別が完全になくなるとしてしまっただけです。

私たちはそうは考えません。たとえ環境改善が進み「実態的差別」の解消が進んだとしても、「心理的差別」は差

るのかという課題が人々の中に明確に意識されるようになるのです。国民の中にある部落差別に対する無知、おくれた意識に迎合する形で「基本法」反対論を展開しているのが、日共や全解連の主張なのです。このように遅れた意識層を高めるのではなく、逆にこれに迎合して、選挙の票にしていこうという手口は部落差別の問題だけではなく、ストライキなど労働運動の場でもしばしば見られることです。

最近「いま部落差別は——命・愛・人権」というパンフレットが作成配布され、各方面で反響を呼んでいます。このような基本的な部落差別の事例を紹介していくとくみ方が、日共・全解連の「見解」を論破するなにより前提です。しかし、これは、常に部落内の「ねた子を起すな」の考え方の人々の存在を念頭において、一種のためらいがあります。当事者が「ねた子を起すな」の考え方、報道することにクレームをつけられてはとの心配があるということなのです。

かつて一九五七(昭和三二)年九月に『週刊朝日』が「部落を解放せよ」と爆弾的な特集キャンペーンをいたしました。当時、私自身がその週刊誌を見て大へんなショックを受けた経験があります。部落内に「ねた子を起すな」という考え方の保守層の勢力が強いところでは、これをどう克服するかが、部落解放運動の第一歩であったわけ

別事件の解決、克服にはなかなか時間がかかる、という考え方をしています。結局は、部落差別はどんな現状にあるのかという認識、事実認識の評価の問題になります。百の議論の前に具体的な部落差別の現実をどんどん突きつけていけば、こんな「ねた子を起こすな」の考え、丑松思想にのっかった日共・全解連の論理はふっとんでしまいます。その意味からも部落差別の具体的事実を国民の前に明らかにしていくことが根本的です。

## 二、三つの論点への批判

次に、村崎氏のいう「三つの論点」にかかわって検討を加えたいと思います。まず第一に「半永久法か事業法か」という二者択一をせまっている点についてです。これは問題の立て方自体がまちがっています。正しくは「普通の法律か例外的な法律か」というべきものです。どんな法律も通常は期限をつけていません。民法も刑法も労働基準法も教育基本法、学校教育法もみんな期限はついていません。一方、例外的に期限付きの法律があります。例えば僻地振興法や産炭地振興法などの特別措置を規定した法律です。普通の法律は期限がついていないという意味では、日共・全解連の言い方をすれば、すべて「半永久法」ということ

になります。また、この「半永久法か事業法か」の論理は、事業法と基本法を混同しています。特別措置法という事業法は、まさに「特別な法律」なのです。期限が付けられ、その期間内は特別な措置が講ぜられます。期限のない事業法、特別措置法はありません。一方、基本法に期限が付いていないからといって、それは未来永劫を意味しません。日本の万世一系の天皇制は未来永劫続くものとうたった帝国憲法でも、存続したのは六〇年です。部落問題が解消すれば、当然のことながら廃止されるわけです。

日共・全解連は、解同の「基本法」要求を事業法的にしか理解できず、半永久的な事業法を求めていると勝手に決めつけています。それは半永久的に同和事業を続け利権ありをしたいと思います。かつてな解釈をする。部落の完全解放を真剣に考えない彼らには、今、なぜ部落解放基本法なのか全くわかっていません。もし百歩譲って彼らの言うように「同和事業にしがみつく」ことがねらいなら、「基本法」制定要求よりも現行法の単純延長や強化延長のスローガンを掲げた方が有利で現実的でしょう。現に全日本同和会は現行法の単純延長を要求しています。

ではなぜ「部落解放基本法」を要求しているのか、それはどんな法律なのかということの説明するのに時間がかかるし、現行法とちがった新しい法律の制定ですから、すぐ

に実現できるとは限らない困難さをもった要求でもありません。にもかかわらず、あえて「部落解放基本法」というのは、「解放が目的、事業は手段」という運動本来の原則を明確にするためであり、その内容が内閣同対審査申の精神の法制化にはかならないからです。答申というのはあくまで意見書であり、法的義務はありません。運動は「答申完全実施」をスローガンに、いわば答申に法的役割を果たさせてきましたが、すでに二〇年が経過し、政府の「答申尊重」の姿勢もゆらいできています。そこで法治国家である以上、答申の精神を法制化し、行政の姿勢によって立つ基盤を明確にしておく必要があるわけです。その意味では、本来は内閣同対審査申が出された直後に作っておくべき性格のものでもあります。政府の同和对策協議会も「同和对策基本法案」の原案を審議していたことを磯村英一氏も証言しています。ところが大蔵当局から「事業」の二文字を入れるよう強く要求され、与党の自民党からは「特別措置法にせよ」といわれ、すったもんだのあげく、実際に制定されたのは「同和对策事業特別措置法」であったわけです。一九六九年七月一〇日のことです。

今から言うならば、特別措置法はそれはそれで活用しながら、同時に「部落解放基本法」制定をねばり強く政府に迫っていくべきであったと思います。この点の強調が弱か

ったと反省しています。当時としては、部落の環境は本当に劣悪で早急に環境改善に取り組む必要があります。同和对策事業特別措置法」に落ち着いたわけです。その後、同和事業が次々と取り組まれていくと、「解放が目的・事業が手段」という原則がつい忘れられがちになり、同和事業が目的化されていく。その延長線上に利権問題やエセ同和の出現があるわけです。しかも、政府の同和对策は環境改善などの物的施策にわい小化されたため、この傾向が助長された面もあります。政府の同和予算の八〇%以上が建設省や厚生省の施設関係補助金で占められています。労働や教育・啓発の予算はほとんどに微々たるものです。さらに四年前に「地域改善対策特別措置法」に衣替えするにいたって、その名称が示すごとく、端的に地域改善という環境改善施策が前面に出されてきたわけです。

このような経過をふまえ、部落解放の問題をあらためて原則・原点に戻そうということです。あらためて部落差別を問題にし、あくまで部落差別からの解放が目的であり、そのための環境改善であり、奨学金などの奨励施策などであり、これらの同和对策事業のみで部落解放が実現できるわけではない。部落解放のためには、これらの施策に加え教育・啓発のとりくみや法的規制などの法制面の整備そして広範な国民運動の推進が必要です。これらの原点に戻っ

て問題を立てることを行政に対し、世論に対し、何よりも部落大衆に対し提起し、要求しようということだ。部落解放の原点を問い直し、運動の質をよりいっそう高めることもふくめて、あらためて部落差別を問題にしているのです。昨年が内閣同対審答申二〇年という節目の年であったことと、内外の人権世論の盛り上がり等を条件に、「部落解放基本法」制定要求の一大国民運動を提起した、ということでもあります。二〇年前と比べると運動や人権世論の広がりは、国内的にも国際的にも格段の発展があり、いまこそ「基本法」制定のチャンスであるとの運動側の判断があると思います。

この「基本法」制定闘争の勝利のカギは、過去のとりくみによりこれだけの成果が上がっているが、またこんなに厳しい部落差別の現実があるのだ、ということ徹底的に訴えていく点にあると思います。

日共・全解連は、差別事件を全くといってよいほど取り上げていません。「差別落書きなどはすぐに消せばよい」「通婚が進んでいる」と差別の現実を軽視しています。また一部の先進的な地域の成果に幻惑されているわけです。全国にはまだまだ環境改善すら進んでいない地域が沢山あります。この現実には目をこらさずたまたまでありませぬ。

次に第二の論点の「同和行政への依存か自立か」という

また彼らは、先にもふれた通り、口では「行革反対」を唱えながら、こと同和行政に関しては地方行革を先取り誘導し、政府・自民党を喜ばせ、大いに助け、その手先になりさがっている。そして法打ち切り、同和行政削減への理論を提供している。特に法打ち切り論者を喜ばせているのは、同和行政Ⅱ「格差是正」論であり、一般行政への移行論です。部落は一般より低い水準にあるから、格差是正のために同和行政があるというが、むしろ「一般水準」を問題にしなければならぬわけです。実はこの一般水準自身が低くて問題なのです。だから少し部落の方が水準が上がると「ねたみ」意識が助長されてしまうのです。道路幅の改善を例にとれば、生活道路としては何m幅が適切なのかという、あるべき水準というものを示して施策のあり方を論議すべきなのです。映画「人間みな兄弟」の冒頭に「道がある。細くなるところから部落がはじまる」というナレーションがされているように、例えば部落の道が幅2mで一般の道が4mだとします。生活道路の幅員は6m幅が適切だとされていけば、部落の道を4m広げて6m幅にし、一般の道を2m広げて6mにそろえるのが適切なやり方でしょう。ところが日共・全解連は6m幅というものを問題にせず、一般の4m幅の道路を理想化し、部落の道を2mから4m幅にすることを主張していることになるわけで

点に關してです。今、問題なのは「依存か自立か」ということではありません。行政に同和行政を要求することは依存ではなく、権利としての要求です。権利として要求し、国・行政の責任をとらせているわけです。このところは内閣同対審答申がはっきりと言いつけています。すなわち明治の太政官布告は形式的な解放令であり、実質的な解放を保障するものではなく、そのことが今日まで部落差別を残した大きい原因の一つであるとして、百年の遅れを十年でとりかえすべく国の責務をはっきりとうたったわけです。国家責任において、国民的課題として同和問題の解決のために全力を尽すべきだとしました。運動側の自力、自闘ということと行政側に行政責任をとらせるということは矛盾しません。この矛盾しないものを矛盾させているのが日共・全解連です。飯田論文はその典型例です。全国水平社の宣言の通り、自主解放、自力・自闘ということが解放運動の原則です。われわれは行政交渉が終ったら、部落大衆に対して言っています。行政が部落解放をしてくれるわけではない。部落民自らの団結と闘い、共同闘争や国民的な運動の力こそが解放を実現するのであると。しかしこのことと、行政に対して、部落解放の条件をととのえさせることを強く求めることは矛盾するものではありません。飯田氏はこのことがわからない。

す。そして部落の道路を6mにすると「逆差別」になると反対するわけです。

まず、適正規準というものを明確にする必要があるわけですが、行政側にも消極姿勢があり、施策の改善はできるだけ小規模なものに留めようとするわけです。そして最近の「臨調・行革」の中では、この低い一般水準すら切り下げて来ているわけです。こんな中で同和行政の削減・廃止、一般行政への移行を主張することは、行革の嵐にむかって窓を開くことになりかねません。

「自助努力」を説く行革の論理と、同和行政の今後のあり方を考えていくためには、あらためて社会保障全般についての理論づけと展開が必要であります。日共・全解連の社会保障論をききたいものであります。

最後に、第三の論点とされている「法規制か自由な啓発か」という点について検討します。これも先の論点と同様、本来、矛盾させてはならないものを矛盾させてしまっています。悪質な差別行為に対し、法規制するということと啓発活動を進めるということは全く矛盾しません。それは昨年十月に成立した大阪府の「興信所探偵社等規制等に関する条例」を見れば明らかです。法規制ということについては多くの誤解がありますが、法規制というのは非常に広い内容を含んだ言葉であり、即、強権発動や処罰ではあり

ません。法規制といえはすぐに刑法による規制にとらえられがちですが、そうではなく行政指導や自主規制をふくめた幅広い概念なのです。先の大阪の条例にしても、その規制の対象は一般市民ではなく、悪質な差別を営利目的に利用する業者であります。そしてその規制の内容も、まず啓発し、当事者の自己規制を求めます。それでも差別行為がおこされれば、知事が業者に対し一定の指示を出し、研修への参加や営業停止などの行政的処罰を考へ、それでもなお従わない業者に対してのみ、最終的に刑事罰を加えるというものです。まさに啓発活動が最も重視され、それをより効果的に進めるために条例が制定されたわけですから。行政が中心となる啓発や法規制と運動側の糾弾についても同様に矛盾するものではなく、糾弾、啓発、法規制の三者を正しく統一的にとらえることが必要です。同対審答申の「人権問題に関する対策」の項をよくよみなおし、ここで、部落差別に対する法規制と、法的保護の問題が提起されていることをあらためて指摘したいと思えます。ただこの問題は従来あまり議論もされず、国民的コンセンサもまだまだ不十分なので、徹底した研究と論議が必要ですが、日共・全解連のように、頭から法規制反対と論議にもしない態度は、いかに国際法の水準からも、今日の国際的常識の水準からもたちおくられているかを最後に指摘して、

この稿を終ることとします。

注

(1) 「大阪府興信所条例について」

〈自民党政調会長名の「通達」〉

現在大阪府三月定例議会に「部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」が上程されております。

この条例は

- 1、差別行為に対する判定基準が明確化しにくく、濫用される等の危険性がある。
- 2、部落差別の解消は、国民各層に対する啓発、教育を中心として問題を解決すべきものであり、法的規則によって解決すべきではない。

なお、この点については、昨年六月の地域改善対策協議会の意見具申でも明らかにしている。

以上のことから今日までわが党が推進してきた地域改善対策特別措置法の理念に逆行するので慎重に対処されるよう強く要請致します。

(2) 一九八五年九月十一日付